

東広島市放課後児童クラブ運営業務委託
プロポーザル説明書

令和7年6月

東広島市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課

東広島市放課後児童クラブ運営業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する詳細は下記のとおりです。

1 業務概要

(1) 業務名

東広島市放課後児童クラブ運営業務

(2) 履行場所

東広島市内公設いきいきこどもクラブ（4ブロック／14施設）

(3) 業務内容

別添「東広島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

なお、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までを、業務準備・引継ぎ期間とします。

(5) 履行の単位

本業務の対象クラブは、14施設とする。これを4ブロックに分けて、それぞれ業者を選定します。なお、1つの事業者による複数ブロックへの応募は可能とします。

ブロック名	対象校区	支援単位	児童の定員の合計
第1ブロック（西条地区）	西条小学校区	4	165
第2ブロック（磯松地区）	平岩小学校区	2	89
第3ブロック（八本松地区）	八本松小学校区	3	112
第4ブロック （高屋・福富地区）	高屋西小学校区 福富小学校区	5	268

ただし、児童の定員の定員合計については、待機児童の状況によっては、定員×1.2の児童を受け入れることがあります。

(6) 提案上限額

ブロック名	提案上限額（3年間）
第1ブロック（西条地区）	220,626,000円
第2ブロック（磯松地区）	115,335,000円
第3ブロック（八本松地区）	161,025,000円
第4ブロック（高屋・福富地区）	299,319,200円

※この金額は、契約に係る見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すための

ものです。

※最終的な実施内容、契約金額については、プロポーザル終了後、委託の候補者と協議の上で決定します。

※契約した日から本業務の委託を開始する日までに必要となる準備経費を含むものとします。

※金額は、当該委託に係る債務負担行為の範囲内で定めているものであり、予算額として確定しているものではありません。

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当します。

2 プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による入札参加制限を受けている者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者で、同法の規定による更生手続き開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者で、同法の規定による再生手続き開始決定がされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 手続き開始の公示の日（以下「公示日」という。）から契約締結の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- (6) 公示日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者
- (7) 次のア又はイのいずれかの者に、公示日までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者
 - ア プロポーザルに参加しようとする者（法人又は個人事業主）
 - イ プロポーザルに参加しようとする法人の代表者（個人）

4 実施スケジュール

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

項番	手続き等	期限等
1	質問書の提出期限	令和7年6月26日(木) 17時まで(必着)
2	質問書への回答	令和7年6月30日(月)
3	参加表明書の提出期限	令和7年7月7日(月) 17時まで(必着)
4	参加資格通知	令和7年7月9日(水)
5	企画提案書の提出期限	令和7年7月22日(火) 17時まで(必着)
6	プレゼンテーションの実施	令和7年8月1日(金) 予定
7	結果通知	令和7年8月7日(木) 予定

5 質問及び回答

本業務に関する質問及び回答については、次のとおりとします。

(1) 提出期限

令和7年6月26日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出先

「10 担当部署(事務局)」のとおり

(3) 提出方法

質問書(様式第2号)に質問事項を記入の上、「10 担当部署(事務局)」に記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。電子メール送信後、その旨を事務局へ電話で連絡すること。

(4) 回答方法

令和7年6月30日(月) 17時までに、本市ホームページへ掲載します。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書による質問及び電話による質問については、回答しません。

6 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年7月7日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出場所

「10 担当部署(事務局)」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに青少年育成課の窓口提出してください。また、郵送の場合は、提出期限までに青少年育成課の窓口必着とします。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 企業概要票（様式第1号別紙）

ウ 法人登記の登記事項証明書

※参加表明書を提出する日から3か月以内に発行されたものに限り、写しでも可
とします。

エ 納付すべき市区町村民税に滞納が無い旨の証明書

※参加表明書を提出する日から3か月以内に発行されたものに限り、写しでも可
とします。なお、東広島市における令和10年12月31日までの物品調達等
及び委託役務に係る競争入札参加資格を有する者は、提出を不要とします。

(5) 参加表明時の注意事項

参加者は複数ブロックに対して参加表明することが出来ますが、参加表明した複数
ブロックについて契約候補者となった場合には、候補者となった全ブロックの業務を
受託することを前提としてください。

(6) 参加資格の通知

提出された参加表明書その他の書類により参加資格を審査し、令和7年7月9日（水）
までに電子メールにて通知します。

7 企画提案書などの提出

(1) 提出期限

令和7年7月22日（火）17時まで（必着）

(2) 提出先

「10 担当部署（事務局）」のとおり

(3) 提出方法

電子メールでデータを送信又は印刷物の持参、郵送のいずれかの方法により提出し
てください。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに青少年育成
課の窓口へ提出してください。また、郵送の場合は、提出期限までに青少年育成課の
窓口へ必着とします。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号）及びその付属資料並びに同種業務受託実績調書（様
式第5号） 5部（電子メール（電子データ）の場合は1部でよい。）

※A4規格（縦・横可）両面印刷で、40頁（20枚）以内を目安とする。

イ 提案価格書（様式第6号） 1部

(5) 提案内容等

別添「東広島市放課後児童クラブ運営事業に関する企画提案書作成要領」（以下「企
画提案書作成要領」という。）のとおり

(6) その他

- ア 企画提案書作成要領に規定の提出書類（「(4) 提出書類」と同じ）に不備があった場合は、これを受け付けません。
- イ 提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合があります。
- ウ 業者選定を行うために必要な範囲において、企画提案書を複写作成することがあります。
- エ 提出書類は返還しません。なお、提出書類は本業務に係る候補者選定以外の用途には使用しません。
- オ プロポーザルの結果については、公表することがあります。
- カ 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあります。
- キ 参加表明書又は企画提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができます。辞退する場合は、辞退届書（様式第3号）を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
ただし、辞退届書を提出せずに、参加通知を受けたにもかかわらず企画提案書を提出しない、あるいは、企画提案書を提出したにもかかわらずプレゼンテーションに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となる場合があります。

8 候補者の選定

東広島市放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容及びプレゼンテーションを基に次のとおり選定を行います。

(1) 企画提案書に関するプレゼンテーションの実施

- ア 日時・場所
 - ・令和7年8月1日（金）
 - ・東広島市役所内会議室（東広島市西条栄町8番29号）で行います。
- イ 内容

事前に提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行います。なお、このプレゼンテーション及びヒアリングは、参加するブロック数に関わらず1参加者につき1回のみ行います。また、当日に追加の資料を配布するなど、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とします。ただし、提出済み資料の内容について、質疑応答の中で必要であるとして選定委員会の委員（以下「委員」という。）が許可した補足資料については可とします。パソコン、プロジェクター等の使用を必要とする場合は、青少年育成課に事前に連絡してください。なお、プロジェクター及びスクリーンについては青少年

育成課にて用意することもできますが、持参されるパソコン等とプロジェクターの接続に必要なケーブルは提案者が用意してください。

ウ 時間

1 提案者につき40分以内（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：20分以内）とします。ただし、提案者の数によって、これより短くなる場合があります。

- (2) 選定基準は、別紙「選定基準表」のとおりとします。なお、評価項目のうち、「全体方針、実施体制」、「実施内容」については、各委員の項目ごとの評価点を平均し、「費用」については、別紙「プロポーザル選定基準について」に示す計算式により評価点を算出し、その合計を総合評点とします。
- (3) 審査の結果、ブロックごとに総合評点が最も高い者を、本業務を実施するのに最も適すると認める者（以下「候補者」という。）として選定し、業務委託契約の締結を協議する予定とします。なお、総合評点が40点に満たない者は、候補者として選定しません。
- (4) 総合評点が同点により2者以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定します。
- (5) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において総合評点が40点以上であれば当該提案者を候補者とします。
- (6) 候補者が、「3 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとします。
- (7) 審査結果は、後日速やかに提案者全員に書面にて通知します。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しません。

9 契約に係る注意事項

- (1) 東広島市契約規則等を遵守した契約とします。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、免除された場合はこの限りではありません。
- (3) 候補者と企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合には、契約を締結します。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合があります。また、候補者と協議が整わない場合にあつては、次点として評価した提案者と協議の上、契約を締結することがあります。

1 0 担当部署（事務局）

- (1) 名称：東広島市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
(2) 所在地：〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
(東広島市役所 北館3階)
(3) 連絡先
電話：082-420-0929
FAX：082-420-0414
E-mail：hgh200929@city.higashihiroshima.lg.jp

1 1 委託予定の放課後児童クラブに関する諸情報

説明書及び仕様書に記載の無い委託予定の放課後児童クラブに関する諸情報については「(参考資料) 委託予定の放課後児童クラブに関する諸情報」を参照してください。

1 2 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり東広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
① 東広島市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル説明書	東広島市ホームページ及び青少年育成課窓口
②東広島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書	
③東広島市放課後児童クラブ運営業務に関する企画提案書作成要領	※東広島市ホームページ内の掲載場所
④プロポーザル選定基準について	ホーム>事業者の方へ>入札・契約・事業者募集>PFI・プロポーザル
⑤様式第1号 参加表明書	
⑥様式第1号別紙 企業概要票	https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1/index.html
⑦様式第2号 質問書	
⑧様式第3号 辞退届書	
⑨様式第4号 企画提案書	
⑩様式第5号 同種業務受託実績調書	
⑪様式第6号 提案価格書	
⑫ (参考資料) 委託予定の放課後児童クラブに関する諸情報	

別紙 選定基準表

	評価項目		内容	配点
1	全体方針、 実施体制	提案者の 会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの運営実績 ・事業者の事業規模や放課後児童クラブ運営以外の関連事業（保育施設の運営等）の有無 	30
		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、責任者等の実施体制 ・支援員等の人材確保、配置、バックアップ体制 ・支援員等の人材育成、研修計画 ・業務開始までの準備、業務終了後の引継ぎ 	
2	実施内容	児童の育 成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健康管理 ・活動プログラム（遊び、学習活動等） 	60
		保護者等 との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、学校、地域との連携（関係構築） ・要望、苦情への対応 	
		要配慮児 童への対 応	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童、特別な支援が必要な児童への対応 ・児童虐待への対応 ・アレルギーや宗教食への柔軟な対応 	
		施設の維 持	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理（衛生管理や消耗品等の管理） ・危機管理体制（事故防止、災害対応） 	
		独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上、事務効率化、本業務に有効と思われる提案 	
3	費用	提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な積算根拠に基づく見積額 	10
合計				100